

議案第 1 1 6 号

前橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

前橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。
別表文化財調査委員の項の次に次のように加える。

学 校 運 営 協 議 会 委 員	年 額	5, 0 0 0 円
-------------------	-----	------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。